

## 首都圏中央連絡自動車道 飯沼川高架橋(鋼上部工)東工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	・設計図 上部工架設計画図(その5)	PD59～PD60間一括落し込み架設について、500t吊りクローラークレーンの定格総荷重に対して、想定している吊り荷重に余裕が有りません。契約後の詳細設計・架設計画により安全が確保できない場合は、監督員と協議し定めると考えてよろしいでしょうか。	架設計画図は参考であり、架設計画については受注者の任意性があるもののため、変更協議の対象とはなりません。ただし、設計図書に示す条件に変更があった場合は変更協議の対象となります。
2	・設計図 上部工架設計画図(その5)	PD59～PD60間一括落し込み架設について、引き込み設備や橋体のセットフォア(縦取り)が必要となります。これについては、契約後の架設計画により、監督員と協議し定めると考えてよろしいでしょうか。	架設計画図は参考であり、架設計画については受注者の任意性があるもののため、変更協議の対象とはなりません。ただし、設計図書に示す条件に変更があった場合は変更協議の対象となります。
3	・設計図 上部工架設計画図(その5)	PD61～AD2間の築堤付近に橋体架設用クローラークレーンが据付けられていますが、築堤耐力の照査は行われていると考えてよろしいでしょうか。照査結果により、施工方法を変更する等の対応が必要となる場合は、監督員と協議し定めると考えてよろしいでしょうか。	築堤耐力の照査は行っておりません。なお、特記仕様書21-5-4(2)に示すとおり、監督員が必要と認めた場合は変更協議の対象となります。
4	・特記仕様書21-5-4 鋼構造物の架設(2)施工 3)	架設に伴うベント設置やクレーン等架設機械の配置に、既設構造物が支障となる場合の対応が記載されていますが、同様に、施工に支障となる作業ヤードの不陸整正や工事用道路の幅員不足・トラフィカビリティ不足が問題となる場合の対応についても、監督員と協議し定めると考えてよろしいでしょうか。	特記仕様書21-5-4(2)に示すとおり、監督員が必要と認めた場合は変更協議の対象となります。なお、受注者の任意性があるものについては変更協議の対象にならない。
5	・割掛対象表参考内訳書 【共通仮設費】	工事用機械分解組立費(鋼構造物の架設・合成床版工)の数量内訳(参考)が記載されていますが、場内を市道・県道・河川が横断していて、数量内訳の記載数量により難いことが考えられます。これについては、契約後の施工計画により、監督員と協議し定めると考えてよろしいでしょうか。	割掛対象表参考内訳書に示す内容は、設計図書に明示した条件により発注者が必要と考えた付属的な仮設物等の間接的な工事の数量内訳等であり、発注者が指定仮設物として指定したもの以外は、受注者の責任において必要なものを定め施工していただくこととなります。したがいまして、本件ご質問につきましては、貴社の施工計画に基づきお考えください。
6			